

事 務 連 絡
平成 2 4 年 9 月 5 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 介護保険主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省老健局 振 興 課
老 人 保 健 課

ショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）
における食費の設定について

平素より、高齢者施策の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

標記については、平成 24 年度介護報酬改定に関する Q&A（VOL. 2）において示しているところですが、周知徹底を図るため、再度送付させていただきます。各都道府県等におかれましては、下記の内容を管内の市区町村に周知していただきますとともに、管下の介護サービス事業者、関係団体等に対して幅広く情報提供をしていただくようお願い致します。

記

ショートステイは、特に入退所日を中心に一日当たり一食又は二食の利用にとどまる事が多く、食費はその対価に対して支払うべきであるが、一部の介護サービス事業所において食費を一食ごとに設定されていない現状である。

平成 24 年度介護報酬改定に関する Q&A（VOL. 2 平成 24 年 3 月 30 日）問 42 のとおり、食費は原則として一食ごとに分けて設定し、提供した食事分のみ徴収すること。また、その場合の補足給付の取扱いについても、Q&A を参考に、適正に取り扱うこと。